FAX 送信先 ： 京都商工会議所 ビジネスサポートデスク 行　 FAX:075－341－9797

※FAXがない場合の郵送先:〒600-8565 京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター3 階 京都商工会議所ビジネスサポートデスク 行

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 事前確認に関する《確認依頼書》 会員用

以下、確認したものには□にレ点を入れ、必要事項をご記入後、上記ビジネスサポートデスク宛にFAXしてください。
受信後、事業者様の登録情報を確認し、当所から代表者様にご連絡いたします。

①事業形態	□法人(法人番号 □□□□□□□□□□□□□) ←13 桁 □個人事業者等〈事業所得〉 □個人事業者等〈主たる収入が雑収入・給与所得〉		
②事業所名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		
③代表者名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		
④電話番号		⑦代表者生年月日(西暦) (個人事業者等のみ)	１９　年　月　日
⑤FAX 番号		⑧代表者携帯電話番号	
⑥業種 ※○で囲む	・ 製造業 ・ 卸売業 ・ 小売業 ・ ｻｰﾋﾞｽ業 ・ その他	⑨営業内容・取扱品目	

※個人情報は京都商工会議所の「特定個人情報を含む個人情報保護方針に則り管理します。
収集した個人情報は本一時支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。

↓ 確認した項目にチェック(✓)を入れてください。

□ 当事業所は京都商工会議所の会員です ⑩【会員番号: □□□□□□□ 】 ←0を含む 7 桁

□ 京都商工会議所による確認事務は、“申請者が給付対象であるかの判断を行わないこと”、並びに“一時支援金の給付を確約するものではないこと”を認識している。

□ 事前に一時支援金ホームページから仮登録を行い、申請IDを取得した ↓↓↓

⑪ 申請ID	C	⑫ ID取得で登録した電話番号	

□ 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少しており、前年又は前々年の同月比で、2021 年の 1 月、2 月又は 3 月の売上が 50%以上減少している。
※申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たすことを条件とする。

□ 京都府による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・京都府緊急事態措置協力金の支払い対象事業者ではない。

□ 反社会的勢力との関係はない。

□ 今後、事業を継続する意思がある(廃業又は破産等を予定していない)。

□ 一時支援金の給付を受けた場合、下記の義務が生じることを認識している。
・「2019 年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には 7 年間保存する義務があること。
・中小企業庁又は事務局から資料提出を求められた場合に速やかに提出する義務があること。

□ 下記の行為を行った場合は、受給額に延滞金を加え、更にこれらの合計額に 2 割の加算金を加えたものを返還する義務を負うこと、その他 氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識している。
・一時支援金の不正受給等を行った場合　・書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合
・事務局等の調査に応じなかった場合　・宣誓・同意書に違反した場合

□ 上記 並びに「宣誓・同意書」(様式1)、「緊急事態宣言の影響に係る一時支援金の詳細について」の内容を代表者が確認しました。 一時支援金申請のための確認事務を依頼します。

記入・送信日 2021/　/　　代表者署名（自署）

京都商工会議所使用欄　□申請書の内容が相違ないことを確認した

担当部		担当者名		確認日	2021／　／